

分配金レター

UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)

追加型投信／海外／資産複合

分配金引下げのお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、『UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)』は、2011年4月25日に第63期決算を迎えました。当期の収益分配金につきましては、現在の分配原資の水準や市況動向などを総合的に勘案した結果、分配金を25円に引き下げることにさせていただきました。



収益分配金 (1万口当たり) **25円** (税引前) ■ 分配落ち後基準価額(4/25 現在) : 7,324円 (分配落) ■ 純資産総額(同上) : 約369億円

◎分配金引下げの背景

当ファンドは当ファンドは、リーマンショック後、4,616円(2008年10月28日)まで下落しましたが、その後、2009年5月末時点で6,800円台まで回復したことなどから、第41期(2009年6月25日)の分配金額を60円に引き上げました。

しかし、2010年1月に中国が金融引締めに方向転換したことなどをきっかけに、世界的に株式市場は下落し、その後もギリシャの信用不安や米国の金融規制などが重なったことで、リスク回避傾向が強まり、新興国の株式は大きく下落しました。同5月には、ギリシャを中心とした南欧諸国の財政懸念に起因した国債の大幅下落が起こり、新興国の株式・債券は軟調に推移しました。金利の低下と市況動向をふまえ、第53期(2010年6月25日)の分配金額を40円に引き下げました。

分配金の引き下げを行った後、欧米における経済指標が改善したことなどから新興国の株式・債券市場は一時上昇基調となったものの、2011年以降はインフレ懸念の拡大により株式・債券市場とも軟調な推移となり、基準価額も下落しました。以上のことや、今後の安定的な分配の継続等を総合的に勘案し、第63期(2011年4月25日)の分配金お支払い額を25円に引き下げることに致しました。

<基準価額の推移> 2005年11月25日～2011年4月25日



上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

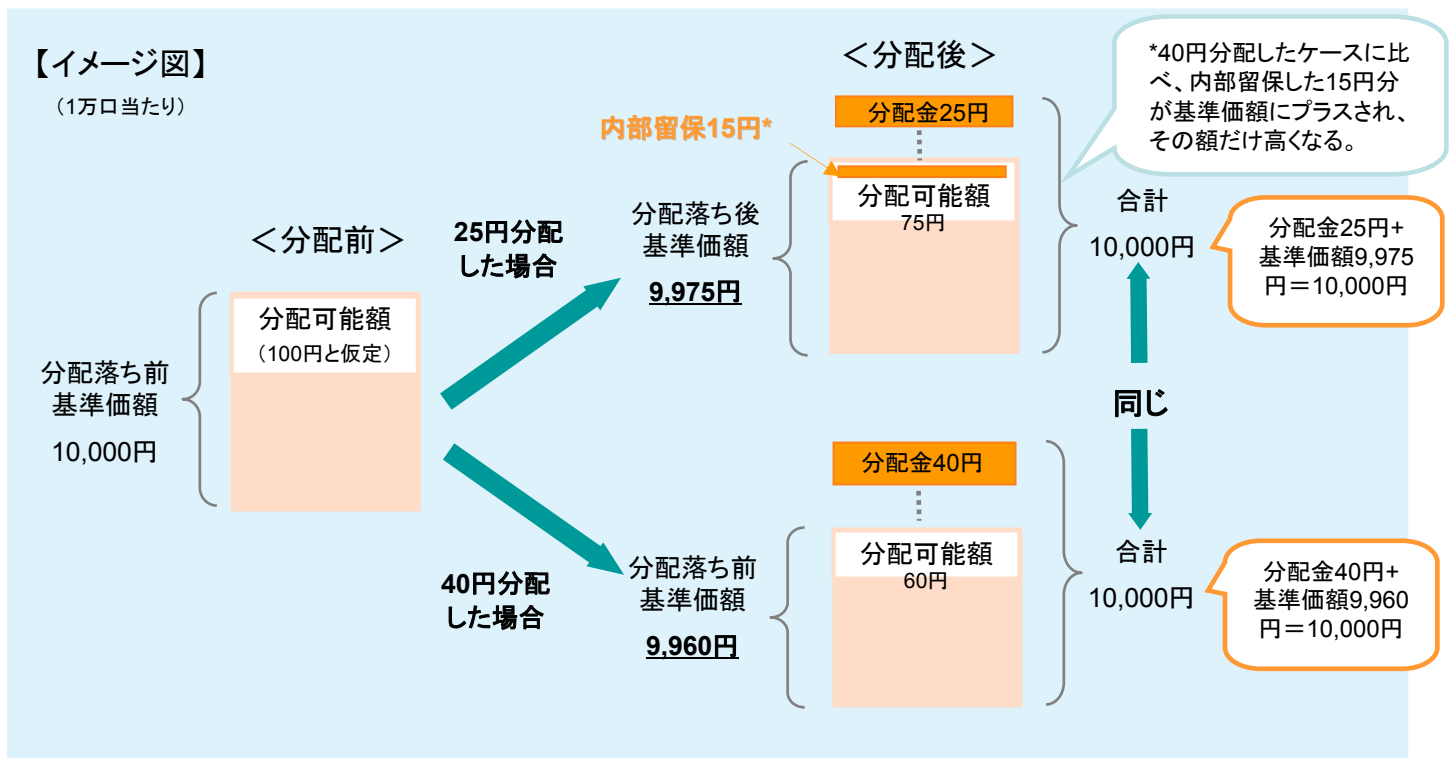
◎Q&A

Q1: なぜ分配金が引下げになったのですか？

A1: 第41期の分配金引き上げ以降、新興国の株式・債券は軟調に推移しました。その結果、配当等収益や有価証券売買益は大きく増加せず、これまでの分配金については期中に得られる配当等収益を超える額を分配準備積立金および収益調整金から充当したことから分配対象収益が減少しました。それに伴い第53期より分配金を40円に引下げましたが、その後も新興国でのインフレ懸念などを背景に株式・債券が軟調に推移したことから、分配対象収益の水準は低下しました。

Q2: 分配されない分配可能額(分配原資)はどうなりますか？

A2: そのままファンド内に残り、基準価額に反映されます。分配金の引下げによって、受益者の皆様に損益が発生するわけではありません。



Q3: 分配金の少ないファンドは、劣後したファンドなのですか？

A3: 分配金だけでファンドの良し悪しを決めることはできません。分配金は運用資産の一部をお支払いしているもので、上のイメージ図の通り、分配金をお支払いするとその分の基準価額が下がることになります。ファンドの運用成果は分配金の多い少ないだけでは判断できません。分配金下がったとしても、その後の基準価額が上昇すれば、運用実績は必ずしも劣後したことはありません。

◎Q&A

Q4: 分配金の引下げということは、今後の運用は期待できないのでしょうか？

A4: 分配金の引下げについてはQ1での回答の通りであり、分配金の引下げは今後の運用実績と関係するものではありません。

Q5: 分配金の25円はいつまで続きますか？

A5: 分配金は、収益分配方針に基づいて、基準価額の水準および市況動向を勘案して、その都度決定しています。このため、あらかじめ一定の額の分配金のお支払いをお約束できるものではありません。今後も基準価額や市況動向によって、必要であると判断される場合には分配金の変更を行う場合もあります。

Q6: 今後の新興国の株式と債券の見通しを教えてください。

A6:

新興国株式は、新興国株式は、短期的には新興国におけるインフレ圧力と金融引き締めに対する懸念の影響を受けることが予想されますが、中長期的には当ファンドが成長のテーマと考えているグローバル化・インフラ投資・消費の拡大などが引き続き支援材料となると考えています。主要新興国市場では、内需拡大に支えられ、企業の業績内容も良好であり、経済のファンダメンタルズは健全です。中国では、3月に開催された全国人民代表大会において、国内総生産(GDP)成長率の中期目標や、構造改革を優先して持続可能な成長モデルを目指す方向性などが改めて確認されました。新興国株式市場については、短期的にはインフレの動向に対し十分な注意を向ける必要がありますが、新興国の堅調な内需拡大に支えられた中長期的な成長力を考慮すると、相対的な魅力度は依然高いと考えています。

新興国債券については、多くの新興国において主要先進国を上回る勢いで経済が回復しており、財務健全性も維持していることから、新興国債券への需要は今後も続くものと思われます。短期的には、欧州周辺国での信用不安や中東での政情不安からマイナスの影響が生じることも懸念されますが、中期的には新興国債券のスプレッドは安定的に推移することが予想されます。現在、新興国ではインフレ圧力が高まっており、中央銀行による金融引き締めが想定されることから、足元ではデレーションを短めに維持しています。新興国通貨についても、先進国と比較して魅力的な金利水準や堅調な経済ファンダメンタルズを考慮すると、中長期的には新興国通貨への需要は継続すると期待されます。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

2. 公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

3. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」などのリスクおよび留意点があります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

5. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

お申込メモ

商品分類	追加型投信／海外／資産複合
信託設定日	平成17年11月25日(金)
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所もしくはシンガポール証券取引所、またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受け付けは行いません。
購入単位	10万円以上1円単位または10万口以上1口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日／収益分配	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針にもとづき収益の分配を行います。(再投資可能)
収益分配方針	経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)などから分配を行います。 原則として、毎月、組入れ債券の利金収入、株式の配当収益などを原資とし、安定した分配を行うことを目指します。また、組入れ債券、株式の値上がり益などを原資として、四半期毎(2月、5月、8月、11月の決算時)に上乗せの分配を行うことを目指します。 なお、分配対象額が少額の場合などには、上記の分配を行わないことがあります。
換金単位	1口単位。換金代金は、換金申込受付日から起算して原則として5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	販売会社の営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の申込分とします。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 直接ご負担いただく費用

購入時手数料 購入金額に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額とします。
(購入金額: 申込受付日の翌営業日の基準価額 ÷ 10,000口 × 申込口数)

購入金額	手数料率
1,000万円未満	3.15% (税抜3.00%)
1,000万円以上5億円未満	2.1% (税抜2.00%)
5億円以上10億円未満	1.05% (税抜1.00%)
10億円以上	0.525% (税抜0.50%)

換金時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

■ 間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬) 日々の純資産総額に対して年率1.848%(税抜1.760%)

その他の費用・手数料 監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用など(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(税込))を間接的にご負担いただく場合があります。
※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会：社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会
投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の中華圏およびインドのサブ・ポートフォリオを構築します。 また当マザーファンド全体のポートフォリオを構築します。 UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」のロシア・東欧およびブラジルのサブ・ポートフォリオを構築します。 UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」のポートフォリオを構築します。
販売会社	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号 加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会
受託会社	住友信託銀行株式会社

本資料は、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいようお願いいたします。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見、予測等は本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。